

共 00 00 10 永年

宮本生企第272号

平成15年5月22日

宮城県警察本部長

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

社団法人宮城県警備業協会と宮城県警察による「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」の締結に伴う運用について（通達）

県民が身近に不安を感じる犯罪が増加する中、本年5月20日、社団法人宮城県警備業協会（以下「警備業協会」という。）と宮城県警察（以下「警察」という。）との間において、「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結し、事件発生時における早期通報体制等を確立した。

よって、覚書締結の趣旨等を十分理解の上、下記事項に配慮しながら積極的に活用されたい。

記

1 覚書締結の趣旨

県内の犯罪は、警察による強力な抑止活動及び検挙活動にも関わらず増加傾向にあり、特に県民の身近な犯罪である街頭犯罪及び侵入犯罪の多発は、平穏な市民生活に脅威を与えている。

このような中、安全産業の中核として発展を続け、警備員約7千名を擁する社団法人宮城県警備業協会は、警察の治安対策に対して積極的な協力姿勢を示していることから、この度、身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり）等の事件発生時に早期通報等の協力を受けることとし、その協力内容を明確にするため、覚書を締結したものである。

2 覚書締結年月日

平成15年5月20日

3 覚書及び運用マニュアル

(1) 覚書

別紙1のとおり

(2) 運用マニュアル

別紙2のとおり

4 覚書に基づく協力内容

警備業協会が警察に対して協力する内容は、覚書第3（協力事項）のとおり、通常勤務を通じて、

(1) 身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり）等の発生を認めた時は、警察への早期通報に努める。

(2) 地域住民が犯罪被害等に遭遇した場合には、救助を求める人の保護と警察への速報に努める。

(3) 犯罪等の危険箇所を把握した場合には、警察に通報するように努める。

というものである。

5 運用要領

(1) 情報提供の適用罪種

警察が警備業協会に対して提供する情報の罪種は、覚書第3（協力事項）の1のとおり、身近な犯罪等として空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくりを例示しているが、運用マニュアル2（用語の説明）に示したとおり、「等」には、殺人や強盗、強制わいせつ、傷害、暴行なども広く含むこととしている。

(2) 情報提供の要領

警察から身近な犯罪等の発生に関する情報を警備業協会に提供する要領は、覚書第4（情報の提供）及び運用マニュアル4（警察からの情報提供要領）のとおり、警備業協会に対して、電話又はファクシミリにより行い、その情報を受けた警備業協会は、関係する警備業者に情報を伝達することとしている。

よって、県本部各課及び各警察署において警備業協会に提供する情報があった場合には、別紙3「覚書に基づく警察からの情報提供書」に必要事項を記載の上、県本部生活安全企画課長を経由して警備業協会に情報提供を行うこととする。

(3) 通報等への対応要領

覚書の締結に基づき、警備業協会及び同協会加入警備業者並びに警備員から、事件発生の通報や犯罪等危険箇所に関する情報提供がなされた場合には、警察官を早期に現場臨場させるなどして適切な対応を図ること。

6 報告

覚書に基づく好事例や問題等が生じた場合には、県本部生活安全企画課長を経由して報告すること。

社団法人宮城県警備業協会と宮城県警察による
「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」

社団法人宮城県警備業協会（以下「甲」という。）と宮城県警察（以下「乙」という。）は、公共の安全と秩序を維持し、安全で安心なまちづくりを推進するため、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1 この覚書は、犯罪が増加傾向にある中、甲及び乙との間において、犯罪発生時の早期通報体制の確立等により、地域住民の安全確保に貢献し、もって、安全で安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（運用の基本）

第2 本覚書の運用は、甲及び乙の相互理解による高い信頼と協力関係を基本とする。

（協力事項）

第3 本覚書に基づき、甲は、通常勤務を通じて次の事項を協力する。

- 1 身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり）等の発生を認めた時は、乙への早期通報に努める。
- 2 地域住民が犯罪被害等に遭遇した場合には、救助を求める人の保護と乙への速報に努める。
- 3 犯罪等の危険箇所を把握した場合には、乙に通報するように努める。

（情報の提供）

第4 乙は、甲に、身近な犯罪等の発生に関する一般的な情報を必要な都度提供する。

（配意事項）

第5 本覚書の運用に当たっては、次の事項に留意する。

- 1 覚書の締結により警備員に対し特別な権限を付与したものではないこと。
- 2 情報の提供は、警備員の身体に危険が及ばない範囲とすること。
- 3 業務を通じて知り得た個人のプライバシーの保護に万全を期すこと。

（その他）

第6 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この覚書は、平成15年5月20日から運用する。
- 2 この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年5月20日

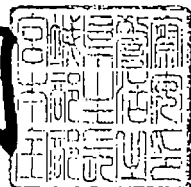
甲 社団法人宮城県警備業協会会長

渡辺重雄



乙 宮城県警察本部生活安全部長

須藤弘明



別紙 2

(警備業者・警備員の方へ)

社団法人宮城県警備業協会と宮城県警察による 「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」運用マニュアル

この運用マニュアルは、社団法人宮城県警備業協会（以下「警備業協会」という。）と宮城県警察（以下「警察」という。）とが締結した「安全・安心まちづくりの推進に関する覚書」の運用について示したものです。

1 警察への協力事項

警備業協会に加盟する警備業者及び警備員による警察への協力事項は、覚書第3（協力事項）に示したとおり、通常勤務を通じて、下記の3点を行うことです。

- (1) 身近な犯罪（空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくり）等の発生を認めた時は、警察への早期通報に努める。
- (2) 地域住民が犯罪被害等に遭遇した場合には、救助を求める人の保護と警察への速報に努める。
- (3) 犯罪等の危険箇所を把握した場合には、警察に通報するように努める。

2 用語の説明

この覚書における用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 覚書第3（協力事項）の1の「身近な犯罪等」とは、例示すると、空き巣ねらい、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、ひったくりとなりますが、「等」には、殺人や強盗、強制わいせつ、傷害、暴行なども広く含みます。
- (2) 覚書第3（協力事項）の2の「犯罪被害等」とは、(1)で説明した身近な犯罪等の被害の他、痴漢やストーカーなども含みます。
- (3) 覚書第3（協力事項）の3の「犯罪等の危険箇所」とは、例えば、住民が不安を感じている防犯灯未設置の道路、柵等が破損し子供が転落しそうな河川などのことをいいます。
- (4) 覚書第5（配意事項）の1の「特別な権限」とは、例えば、職務質問の権限などのことをいい、この覚書が特別な権限を付与したものでないことに注意して下さい。

3 警察への通報要領

警備業者及び警備員の方が、勤務中に身近な犯罪等を認めた場合には、警察に110番通報をして下さい。

なお、緊急を要さない事案の際は、最寄りの交番、駐在所、警察署又は警察本部生活安全企画課に通報して下さい。

4 警察からの情報提供要領

警察から身近な犯罪等の発生に関する情報を提供する場合は、警備業協会に対して、電話又はファクシミリにより行います。

その情報を受けた警備業協会は、関係する警備業者に情報を伝達します。

5 事故防止対策

警備業者、警備員の方は、無理な追跡などは行わず、事故防止に十分注意して下さい。

お問い合わせ先：宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話022-221-7171【内線3028】

覚書に基づく警察からの情報提供書

項 目	内 容
題 名	
情報内容	
担当部署	署・課 電話番号
備 考	